

裁判の傍聴に行こう!

私たち吉田寮自治会は、現棟の老朽化対策や、京大当局による突然の一方的な全寮生に対する退去通告に対しても、一貫して当事者間の話し合いによって落とし所を探る、大学自治の精神に基づいた解決を求め続けてきました。しかしながら、京大当局側から一方的に話し合いを拒絶され続け、これまでの約束も反故にされた上で、この度、京都大学に所属する学生 20 名に対し、恫喝的な提訴をされたことを非常に残念に思います。

京都大学が真の大学としての理念を取り戻してくれることを信じ、学生を始め当事者との話し合いに応じるまで、私たちは裁判でも粘り、働きかけ続けていきます。また、このような不当な裁判を、大学に有利な形で簡単には終わらせないため、多くの皆さまへ、傍聴への参加という形でのご協力をお願いします。

吉田寮 現棟・食堂 明渡請求訴訟

原告 京都大学当局

被告 吉田寮生 20 名

(吉田寮には現在でもおよそ 100 人が生活していますが、京大当局によって、被告 20 名を選び抜かれています)

第 1 回口頭弁論

2019 年 7 月 4 日(木)

午前 11:30 開廷

京都地裁 第 101 号(大法廷)

☆京都地裁への行き方☆
京都府京都市中京区菊屋町
(丸太町通柳馬場東入ル)
(地下鉄丸太町駅 1・3・5 番
出口から徒歩 5 分、京都市バ
ス停裁判所前すぐ)
吉田寮から一緒に行きたい
人は当日 10 時に吉田寮食堂
に集合してください。

※傍聴席の抽選の有無が分かれば追ってお知らせします。また、地裁では手荷物検査が行われますので、1 時間ほど時間に余裕をもってお越しください。
(裏面に続く)

閉廷後には下記の詳細で報告集会を行います。傍聴が満席で入れなかったとしても、ぜひともご参加ください。

第1回口頭弁論 報告集会
2019年7月4日(木)
閉廷後1時間半ほどを予定

190704 京大学内集会
2019年7月4日(木) 19~21時
京都大学構内

時間・場所の詳細が決まれば追ってお知らせします。

批判しよう！SLAPP裁判

社会的地位が高い機関（大学など）が、地位が低い個人（学生など）に対して、威圧的な目的で起こす裁判を「SLAPP裁判（恫喝訴訟）」と呼び、このような形での提訴の仕方自体を批判する動きがあります。今回の、京大当局による吉田寮生20名に対する提訴は、まさにこのSLAPP裁判に該当するものです。私たちは、京都大学が学生に対してSLAPP裁判を起こしたという観点からも批判し、直ちに提訴を取り下げ、学内での話し合いを再開するよう求めます。

呼びかけ

吉田寮自治会

京都市左京区吉田近衛町69 京都大学吉田寮
070-3870-3599 yoshidaryo.jichikai@gmail.com

吉田寮自治会の立場表明はこちら→

吉田寮からのお知らせは下記もぜひご確認ください。

- ◇吉田寮自治会公式サイト <https://sites.google.com/site/yoshidadormitory/>
- ◇吉田寮広報室 twitter : @yoshidaryo_koho
- facebook : <https://www.facebook.com/yoshidaryokoho/>

吉田寮の未来のための私たちの提案



shidadormitory/

https://